

緊急事態宣言の解除に伴う 10 月 1 日以降 の教育活動について

令和 3 年 9 月 30 日

緊急事態宣言の解除を受け、本市においても、9 月 29 日の枚方市新型コロナウイルス対策本部会議での決定を経て、学校における教育活動について以下のとおりの対応とします。

1. 教育活動

(1) 授業について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を徹底して、授業を行う。ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。
- ・ハイブリッド型授業は終了する。ただし、感染の状況により不安を感じて登校できない児童・生徒については、当該児童・生徒及び保護者と相談の上、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。
- ・臨時休業となった学校の児童・生徒に対しては、

タブレットを活用して健康観察を行ったり、授業の配信や 学習コンテンツの活用、学習プリント等の課題を通じた指導等、学習支援を実施する。

(2) 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- ・ 宿泊を伴う学校行事等については、十分な感染防止対策を取ったうえで実施可能とする。ただし、旅行先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、延期または行先変更とする。

(3) 学校行事（運動会・体育祭・文化祭等）について

- ・ 感染防止策を徹底しながら実施とする。
- ・ 来場者（保護者等）の観覧等については、マスク着用、人数制限、ソーシャルディスタンスの確保等、基本的な感染症対策を徹底し、密にならない工夫を施した上で実施可能とする。
- ・ 感染リスクの高い活動は実施しない。

(4) 部活動について

- ・感染症対策を徹底しながら実施とする。ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。
- ・合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない。
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導する。
- ・発熱や風邪症状がある場合は部活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底する。

（５）授業参観、学級懇談会等について

- ・個人懇談、三者懇談会、学級懇談、体育館等を使用した説明会等は、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保等、基本的な感染症対策を徹底し、密にならない工夫を施した上で実施可能とする。
- ・授業参観については、基本的な感染症対策に加え、分散して行ったり、オンラインを活用する等、実施方法を工夫する。

（６）新型コロナウイルス感染症の陽性判明時の

対応について

- ・陽性者が確認された場合、必要に応じて陽性者の所属する学級等を閉鎖するとともに、保健所の疫学調査に協力する。
- ・学級等の再開については、学校での感染拡大にかかる保健所の見解を確認したうえで判断する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更の可能性があります。